

新型コロナウイルス感染拡大防止のための富山大学の活動指針（令和4年6月13日～6月19日）

令和2年8月4日制定、令和2年9月1日改訂、
 令和3年2月2日改訂、令和3年3月16日改訂、
 令和3年5月13日改訂、令和3年12月22日改訂、
 令和4年2月1日改訂、令和4年3月1日改訂
 令和4年6月7日改訂

○警戒カテゴリー

カテゴリー	定義
要注意	県外において散発的に感染が確認され、今後、感染の拡大のおそれがある場合、又は感染の危険性が大幅に減少した場合。
警戒	県内において感染拡大のおそれがある場合、又は感染の危険性が減少した場合。
高度警戒	感染の危険性はあるものの、緊急事態宣言対象地域に指定されておらず、国や自治体からの休校要請がない場合。キャンパス内の複数部局で感染者の発生もしくはクラスター感染の発生がある場合。など
緊急事態	国の緊急事態宣言などにより、国や自治体による一斉休校要請がある場合、キャンパス内の複数部局で感染者の発生もしくはクラスター感染の発生がある場合により学内に一定数以上の感染者が見込まれる場合、など。

○具体的な活動指針

国のレベル	カテゴリー	レベル	教育活動 (講義・演習、実験・実習・実技)	研究活動 (教員、大学院生、学部卒業研究)	事務業務（附属病院を除く。） (事務職員、技術職員)	会議	課外活動 (学生)	入構制限 (学生・大学院生)
0	注意	0	通 常					
1	要注意	1	感染防止措置の上 ・講義・演習の原則対面授業の実施、状況により、遠隔授業の実施可 ・実験・実習・実技の実施	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・通常どおりの勤務	感染防止措置の上 ・対面会議 ・必要に応じてテレビ会議等へ移行	・感染防止措置の上実施	・感染防止に留意して、入構可
2	警戒	2	感染防止措置の上 ・講義・演習の実施（状況により、複数教室を使用して同時配信する、学生を2つに分けて隔週で実施するなどの措置） ・実験・実習・実技の実施 ・遠隔授業の実施可	感染防止措置の上 ・研究活動の継続	・時差出勤の推奨	感染防止措置の上 ・テレビ会議等 ・陪席者の縮小	・感染防止措置の上、活動は可。ただし、宿泊を伴う活動については申請の上、活動を許可。	・感染防止に留意して講義・演習・実験・実習・実技、研究及び許可を受けた課外活動のための入構可
3	高度警戒	3	感染防止措置の上 ・講義・演習の実施（状況により、複数教室を使用して同時配信する、学生を2つに分けて隔週で実施するなどの措置） ・実験・実習・実技の実施 ・遠隔授業の実施可	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・50人以上が集まるセミナー等については許可制	・在宅勤務可	感染防止措置の上 ・テレビ会議等 ・陪席者は最小限	・大学キャンパス内外における屋内での活動を原則禁止とするが、活動状態に応じて感染防止措置の上、活動を許可。	・感染防止に留意して講義・演習・実験・実習・実技、研究及び許可を受けた課外活動のための入構可
		4	感染防止措置の上 ・講義・演習の対面授業の停止（遠隔授業のみ） ・実験・実習・実技の実施（人数を限定の上）	・最小限の研究活動の継続 ・原則在宅での研究活動 ・継続中の実験・研究資源の維持などのため必要な教員以外は入構自粛 ・50人以上が集まるセミナー等については自粛	・職員の半数以上、在宅勤務	感染防止措置の上 ・テレビ会議等 ・陪席者は最小限	・全面活動停止	・感染防止に留意して実験・実習・実技のための入構可 ただし、大学滞在は最短時間とする。
4	緊急事態	5	・遠隔授業のみ実施	・原則、教員の入構禁止 ・在宅での研究活動、ただし安全確保、研究継続のための必須な資産（生物・精密機器等）などの維持のための最低限の教員及び関連職員のみ入構可	・職員の7割から8割以上、在宅勤務	感染防止措置の上 ・テレビ会議等 ※個人情報保護、守秘義務の観点からオンラインによる実施が適当でない場合は、学長が特に認めた場合に限り対面会議を可とする。	・全面活動停止	・学生、大学院生は、原則、入構禁止
		6	全 面 活 動 停 止（学生は学則第50条第3項による休業）（大学機能維持のために必要な職員のみ出勤。その他は休日。）					

- ※国の緊急事態宣言や富山県の緊急事態措置等が発出されれば、それらを踏まえて活動レベルを決定するものとする。
- ※附属病院に勤務する教職員(事務部門を含む)は、診療活動及び地域医療活動に関してこの活動指針の適用を受けない。
- ※学内において感染が確認された場合、その状況に応じて休業措置（全学・キャンパス・部局）等を判断する。
- ※教育活動における期末試験（試験期間中の補講を含む。）の取扱いについては別に定める。
- ※附属病院、附属学校及び学外の施設を利用する実習の取扱いについては、感染状況等を踏まえて実習先との協議により実施部局が決定するものとする。

本活動指針の運用について

- （1）レベルの適用にあたっては、内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」の「都道府県のレベル判断に係る指標及び目安」の各団体が判断した現在のレベルに基づき、学長が学内及び富山県内の感染状況等を考慮して総合的に判断する。
- （2）レベルの適用にあたっては、レベルが上がる場合は速やかに適用することとし、レベルが下がる場合は慎重に判断し適用する（概ね1週間程度の状況確認）こととする。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための富山大学の活動指針について

新型コロナウイルス感染症に係る富山大学の教育、研究等に関する活動指針を定め、大学構成員が状況に応じて、適切かつ柔軟に活動する目安を示しました。

直近1週間の富山県内感染者数により、6月13日（月）～6月19日（日）の期間は、警戒カテゴリー（警戒）及びレベル（2）となります。

構成員が本活動指針を参考にそれぞれの部局において自律的に行動をするようお願いいたします。

本活動指針は二つの部分で構成されています。

一つは、大学全体の状況を示すカテゴリーです。富山大学の危機対応状況を総括的に示すもので、4つのカテゴリーに分けてあります。カテゴリー（要注意）、カテゴリー（警戒）、カテゴリー（高度警戒）、カテゴリー（緊急事態）とし、構成員に注意喚起を促します。

また、具体的な活動指針（レベル）については、他大学の活動基準を参考にこれまで本学で対応したものを加え作成したものです。

これには、教育活動（講義・演習・実験・実習・実技）、研究活動（教員、大学院生、学部卒業研究）、事務業務（附属病院を除く。）（事務職員、技術職員）、会議、課外活動（学生）、入構制限（学生、大学院生）が含まれます。

なお、本活動指針は、附属病院の診療活動及び地域医療活動を除く富山大学全学に適用します。事態は急速に動くこともありますので、警戒カテゴリー、レベルは変わります。必ずホームページ等で確認をお願いします。